

富山地区広域圏
分別収集計画

[令和8年度～令和12年度]

令和7年7月

富山地区広域圏事務組合

— 目 次 —

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。とりわけ、富山地区広域圏事務組合（以下「当組合」という。）の管内から排出される埋立物（中間処理後の不燃性残渣物）は、民間最終処分場へ委託処分している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集して、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 住民、事業者、構成市町村並びに当組合が一体となって、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指すもの。
- (2) ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用・資源化する地域社会づくりを目指すもの。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

富山地区広域圏	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	26,708.6 t	26,557.4 t	26,404.6 t	26,252.0 t	26,100.7 t
製品プラスチック	2,254.3 t	2,241.5 t	2,228.7 t	2,215.7 t	2,203.0 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により、住民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、市町村が設置する環境審議会や廃棄物減量等推進審議会等において、方策の実施状況・効果等に基づき継続的改善を図るとともに、廃棄物減量のための推進員等を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者等に対して、ごみ排出量の増大、最終処分量（埋立量）の削減、ごみ処理経費等のごみ処理状況を情報提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定、「とやまエコ・ストア」登録制度、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を促進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用

容器包装廃棄物を原材料とした、製品等の利用・促進に努める。

・資源集団回収奨励金制度の実施

自治振興会や住民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、金銭的な支援制度を継続的に実施していくものとする。

・ごみ減量・資源化等出前講座の実施

ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題について、一層の理解と関心を持って貰えるよう、自治振興会や学校その他各種グループからの要請に応じて行政職員が説明を行う出前講座制度を継続的に実施していくものとする。

・リサイクルプラザにおける情報提供・学習拠点の整備

住民や事業者に対し、廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する意識の啓発が図られるよう、富山地区広域圏リサイクルセンター内にある展示販売場やリフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室を積極的に活用していくものとする。

・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することを検討する等し、不必要的ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制に取り組んでいく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分量の削減方策、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物等の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、構成市町村が有する収集機材、当組合が有する選別・再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	空きびん (無色、茶色、その他色毎に分別排出)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（その他紙製容器包装）	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ、アルコール発酵調味料等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (その他プラスチック製容器包装)	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある（独自処理量）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量を含む。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

【富山地区広域圏】

収集に係る 分別の区分	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	72.4 t		72.2 t		71.7 t		71.2 t		70.7 t	
アルミ製容器	258.9 t		257.3 t		255.6 t		254.1 t		252.4 t	
無色のガラス製容器	(合計) 773.2 t		(合計) 769.0 t		(合計) 764.6 t		(合計) 760.4 t		(合計) 756.2 t	
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 773.2t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 769.0t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 764.6t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 760.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 756.2t
茶色のガラス製容器	(合計) 729.1 t		(合計) 725.0 t		(合計) 720.8 t		(合計) 716.6 t		(合計) 712.4 t	
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 729.1t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 725.0t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 720.8t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 716.6t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 712.4t
その他の色のガラス製容器	(合計) 460.4 t		(合計) 457.8 t		(合計) 455.2 t		(合計) 452.5 t		(合計) 449.9 t	
	(引渡量) 435.6t	(独自処理量) 24.8t	(引渡量) 433.2t	(独自処理量) 24.6t	(引渡量) 430.9t	(独自処理量) 24.3t	(引渡量) 428.5t	(独自処理量) 24.0t	(引渡量) 426.3t	(独自処理量) 23.6t
飲料用紙容器	14.9 t		14.7 t		14.7 t		14.4 t		14.4 t	
段ボール	2,592.1 t		2,577.0 t		2,561.9 t		2,546.8 t		2,531.8 t	
紙製容器包装	(合計) 578.4 t		(合計) 574.4 t		(合計) 570.5 t		(合計) 566.6 t		(合計) 562.6 t	
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 578.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 574.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 570.5t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 566.6t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 562.6t
ペットボトル	(合計) 656.6 t		(合計) 652.8 t		(合計) 648.9 t		(合計) 645.0 t		(合計) 641.3 t	
	(引渡量) 656.6t	(独自処理量) 0.0t	(引渡量) 652.8t	(独自処理量) 0.0t	(引渡量) 648.9t	(独自処理量) 0.0t	(引渡量) 645.0t	(独自処理量) 0.0t	(引渡量) 641.3t	(独自処理量) 0.0t
プラスチック製容器包装	(合計) 2,338.2 t		(合計) 2,325.3 t		(合計) 2,312.2 t		(合計) 2,299.2 t		(合計) 2,286.2 t	
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 2,338.2t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 2,325.3t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 2,312.2t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 2,299.2t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 2,286.2t
白色トレイ	(合計) 0.0 t									
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t								
製品 プラスチック	(合計) 349.4 t		(合計) 347.4 t		(合計) 345.4 t		(合計) 343.5 t		(合計) 341.6 t	
	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 349.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 347.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 345.4t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 343.5t	(引渡量) 0.0t	(独自処理量) 341.6t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、特定分別基準適合物等ごとの分別収集計画量と分別収集実績量との乖離を極力少なくすることを勘案し、直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定する方法を用いたものとする。

$$[\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}] = [A] \times [B]$$

ここで、

[A]：直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績

直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績は、直近となる令和6年度の値を用いた。

[B]：人口変動率

人口変動率は、過去の推移や今後予想される人口動態、構成市町村ごとの将来計画人口等を勘案し、富山地区広域圏全体としては、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
474,077人 (対令和6年度比) 98.6%	471,424人 (対令和6年度比) 98.0%	468,775人 (対令和6年度比) 97.5%	466,126人 (対令和6年度比) 96.9%	463,478人 (対令和6年度比) 96.4%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制（市町村による定期回収並びに公共関与の拠点回収）を活用して行う。なお、既に取り組んでいる自治振興会や住民団体等による資源集団回収、小売店による店頭回収については、引き続きこれらの団体等が実施する。

分別収集の実施者は、次のとおりとする。

分別収集をする容器 包装廃棄物等の種類		収集に係る 分別の区分	実施者	
			収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 屬	スチール製容器	空き缶	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合 ⇒当組合 ⇒民間施設
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	空きびん	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合(立山町は 民間施設) ⇒当組合(立山町は 民間施設)
	茶色の ガラス製容器			
	その他の色の ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙容器	飲料用紙パック	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒民間施設
	段ボール	段ボール	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収 集団回収	
	その他の 紙製容器包装	紙製容器包装	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	⇒民間施設
	その他の プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む。)	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	
製品プラスチック		製品プラスチック	市町村による定期収集 公共関与の拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、空き缶や空きびんは富山地区広域圏リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・保管している。また、飲料用紙容器や段ボールは民間業者への引き渡し、紙製容器包装やペットボトル、プラスチック製容器包装は民間施設への委託処理としている。

これらの現行の体制は、今後当面の間においても引き継ぐこととしている。なお、製品プラスチックは、プラスチック製容器包装と併せて一括回収し、民間業者に業務委託（法第三十三条ルート）することとしている。

分別収集の用に供する施設概要は、次のとおりとする。

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場利用
		専用集積場利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	リサイクルセンター	110.6 t / 5 h (富山地区広域圏リサイクルセンター内)
	ストックヤード	5区画 (富山地区広域圏リサイクルセンター内)

分別収集をする容器 包装廃棄物等の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	空き缶	組立て式網 コンテナ 回収容器	パッカー車	富山地区広域 圏リサイクル センター
	アルミ製容器				
ガラス	無色の ガラス製容器	空きびん	コンテナ かご回収	平ボデー車 専用回収車	富山市、滑川市、 上市町、舟橋村 は富山地区広域 圏リサイクルセ ンター 立山町は民間業 者で独自処理
	茶色の ガラス製容器				
	その他の色の ガラス製容器				
紙類	飲料用紙容器	飲料用紙パック	紐かけ	平ボデー車	
	段ボール	段ボール			
	その他の 紙製容器包装	紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	回収容器 収集袋	パッカー車	民間施設
	その他の プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む。)	指定袋	パッカー車	
製品プラスチック		製品プラスチック	その他のプラスチック製容器包装と一括回収		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物や製品プラスチックの分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された環境審議会や廃棄物減量等推進審議会を市町村に設置し、推進体制を整備する。
- (2) 自主的な地域3R活動や、分別排出基準に基づく適正排出を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入する。
- (3) 自治振興会や住民団体等の資源集団回収活動に対して積極的に支援する。
- (4) 事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するため、連携・協力して啓発を行う。
- (5) 容器包装廃棄物や製品プラスチック（資源物）の種類と出し方について、住民に分かりやすく周知し、分別収集を促進する。
- (6) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装や製品プラスチックの分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。
- (7) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。